

別表 2

平成28年度 独自検査(水質基準項目)の検査項目及び検査頻度

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	検査頻度(回/年)				
			三条地区			下田地区	
			大崎浄水場			遅場浄水場	
			原水	原水 (予備水源)	浄水	原水	浄水
	1箇所	3箇所	2箇所	1箇所	1箇所		
1	一般細菌	1mℓ中100CFU以下	13	12	24	12	4
2	大腸菌	検出されないこと	13	12	24	12	4
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	2		8	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	2		8	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	2		8	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	2		8	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	2		8	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	2		8	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	2		8	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	2		8	1	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2		8	1	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	2		8	1	1
13	ほう素及びその化合物	1.0以下	2		8	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	2		8	1	1
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	2		8	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	2		8	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	2		8	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	2		8	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	2		8	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	2		8	1	1
21	塩素酸	0.6以下			8		1
22	クロロ酢酸	0.02以下			8		1
23	クロロホルム	0.06以下			8		1
24	ジクロロ酢酸	0.03以下			8		1
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下			8		1
26	臭素酸	0.01以下			8		1
27	総トリハロメタン	0.1以下			8		1
28	トリクロロ酢酸	0.03以下			8		1
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下			8		1
30	ブロモホルム	0.09以下			8		1
31	ホルムアルデヒド	0.08以下			8		1
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	2		8	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	2		8	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	2		8	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	2		8	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	2		8	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	2		8	1	1
38	塩化物イオン	200以下	13	12	24	12	4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	2		8	1	1
40	蒸発残留物	500以下	2		8	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	2		8	1	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	5		2	4	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	5		2	4	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	2		8	1	1
45	フェノール類	0.005以下	2		8	1	1
46	有機物(TOC)	3以下	13	12	24	12	4
47	pH値	5.8以上8.6以下	13	12	24	12	4
48	味	異常でないこと			24		4
49	臭気	異常でないこと	13	12	24	12	4
50	色度	5度以下	13	12	24	12	4
51	濁度	2度以下	13	12	24	12	4

(注) 大崎浄水場(原水)の検査については、信濃川・阿賀野川両水系水質協議会の共同調査も含まれます

